

# 新型コロナウイルス（COVID-19）関連の税制情報

2020年5月



MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS  
*since 1845*

# 新型コロナウイルス(COVID-19)関連の税制情報(1/3)

新型コロナウイルス(COVID-19)の発生を契機として、様々な税制の取り扱いが公表されていますが、主なものは負担軽減に関する特別条例と、申告・納税等の期限延長に関連したものです。

## 特別条例

1

### 従業員への休暇付与保障

ウイルス関連で隔離が要求される従業員に対して疾病予防休暇の付与が必要。違反した場合には100万元以下の罰金が要求

2

### 政府に対する補償申請

疾病予防休暇中の従業員に関する、政府への補償申請が可能。1人1日1,000元が上限。なお、個人への支給の場合、所得税の納付免除が可能

3

### 隔離要求の従業員への給与支給に係る税制優遇

疾病予防休暇中の従業員に支払った休暇中の給与については、当該給与金額の200%を当年度の営利事業所得額から控除可能

## 納税等の期限延長

1

### 2019年度確定申告・納税の期限延長

個人総合所得税・営利事業所得税(12月決算)の確定申告期限が6月1日から6月30日に延長  
※12月決算以外の営利事業所得税の申告期限は現時点では未定

2

### 納税延期・分納申請が可能

上記以外にウイルス感染を起因として、期限内の納税が困難な場合には、最大1年の延期もしくは最大36回の分納を申請することが可能

3

### 2020年の株主総会延期申請が可能

新型コロナウイルスの感染リスクを原因として、株主総会の開催延期を主管期間に対して申請可能。全面的な延期申請の要否は現在、中央感染指揮センターにて検討中

# 新型コロナウイルス(COVID-19)関連の税制情報(2/3)

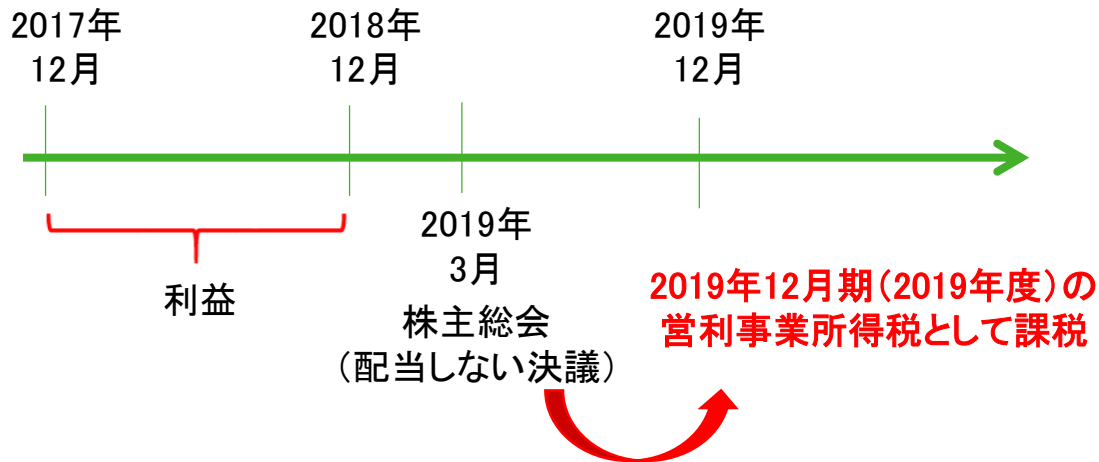
その他にも、営利事業のコロナウイルス対策に必要な資金留保を考慮し、2018年度の未処分利益に係る課税軽減を図る解釈通達が、財政部より近日中に公表予定です。

## 未処分利益課税の概要

配当せず翌期へ繰り越した未処分利益の5%が、株主総会で決議した期の営利事業所得税として課税

### 【事例】

- ・2018年12月期(2018年度)に税引前利益が発生
- ・翌年度の2019年3月開催の株主総会(法人一人株主の場合は取締役会)では、配当しない決議を実施



## 近日公表予定の解釈通達

近日公表の解釈通達に基づき、2018年度の未処分利益から以下の項目が減算可能になる見込みです。

1

### 2020年度第1四半期の損失(上期分を見積換算)

- ・第1四半期の損失を2倍して上期の損失として見積換算
- ・会計士の四半期レビューを受けていることが条件
- ・2020年度通期の損益を踏まえて必要に応じて修正申告

2











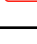

### 会計基準変更による2018年度期首剰余金への影響額

- ・会計基準変更の影響額を未処分利益に合算している場合
- ・対象期間は、新型コロナウイルス関連特別条例の施行期間(2020年1月15日から2021年6月30日まで)

上記に加え、2019年度から産業創新条例の改正に基づき資本的支出額を未処分利益から減算可能となっています。

# 新型コロナウイルス(COVID-19)関連の税制情報(3/3)

新型コロナウイルス(COVID-19)に関連した税制改正・取り扱いが公布される都度、弊所ではニュースレターをリリースしております。今後も新しい情報について都度発信を行って参ります。

項目	ニュースレター タイトル	リリース日	File
特別条例	新型コロナウイルス予防措置に伴う所得控除等負担軽減促進に関する特別条例が立法院を正式通過	2月27日	
	台湾財政部が「重度の特殊感染性肺炎による従業員・職員の疾病隔離休暇中の支払給与に係る控除額増に関する弁法」を公布	3月16日	
	新型コロナウイルス関連弁法に基づく政府の個人に対する補償に関し、財政部が所得税納付免除に係る通達を公布	4月14日	
	新型コロナウイルス関連特別条例の修正案が立法院を正式通過	4月24日	
納税等の 期限延長	重度の特殊感染性肺炎(COVID-19)の感染拡大に伴う2020(民国109)年3月から5月までの各種税務申告納付期限の延長について	3月9日	
	台湾財政部公布の「税務調査徴収法」第26条の規定に基づく「重度の特殊感染性肺炎の感染拡大による納税の延期又は分納」に係る事項について	3月23日	
	財政部が「重度の特殊感染性肺炎(COVID-19)の感染拡大の影響に伴う納税義務者の納税延期又は分納申請に係る税務当局の受理及び審査に関する原則」を公表	4月14日	
	新型コロナウイルス対策として2019年度確定申告及び納税の期限延長を公表	4月20日	
	新型コロナウイルス対策として、会社は2020年の株主総会開催延期の申請が可能に	4月22日	
未処分利益 課税の軽減	営利事業が2020年度第1四半期に生じた損失について財務諸表の会計士レビューを受けた場合、上半期の損失を見積換算の上2018年度の未処分利益から減算可能とする通達について財政部が公表予定	5月7日	
	営利事業が2018年度においてIFRS又はEASの会計基準改訂に伴い期首剰余金を遡及調整した場合における未処分利益の減算項目規定について、財政部が解釈通達を公表予定	5月11日	
営業税関連	新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う事業者の営業税還付申請に係る審査原則を財政部が公表	5月19日	

Deloitteとは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームならびにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTLのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京の100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitteならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitteネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

